

議案第四十四号

和解について

右の議案を提出する。

平成二十八年三月十日

提出者 港区長 武井雅昭

和解について

左記のとおり和解する。

記

一件名 田町駅東口北地区公共公益施設新築工事請負契約に関する調停事件に係る

和解

二 当事者 申請人 東京都港区赤坂二丁目十四番二十七号

鹿島・きんでん・東熱・須賀異業種建設共同企業体

被申請人 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

三 事件の要旨

被申請人は、田町駅東口北地区公共公益施設新築工事（以下「本件工事」という。）について、総合評価一般競争入札の方法により入札を実施し、申請人が落札した。これを受け、平成二十三年第一回港区議会定例会における議決を経て、平成二十三年三月十七日、申請人と被申請人は、本件工事に係る工事請負契約を締結した。

東日本大震災の発生を受け、被申請人は、公共施設整備の見直しを図り、本件工事においては約一年間工事を中断し、実施設計の内容を見直すこととした。再開後の工事において、地上鉄骨工事の遅れ等を原因として、約四箇月の工期延長の必要が生じたため、申請人の求めに応じて工期を延長した。

本件工事が、賃金又は物価の変動に基づくスライドの対象となったことから、被申請人は、申請人に対し、工事請負金額の増額分を三億千八百四十九万八千五百八十八円としたい旨協議したが、申請人は不承諾と回答したため、被申請人は、工事請負金額の増額分を当該金額に決定し、申請人に通知した。また、工事遅延の責任割合については、被申請人は、全て申請人の工事管理上の責によるとし、申請人から違約金二億五千二百九万二千四百円を徴収したが、申請人は一定の免責があると主張した。

その後、平成二十六年十月十七日に本件工事はしゅん工したが、賃金又は物価の変動に基づく工事請負金額の増額分及び工事遅延の責任割合について、当事者間による協議が不調となったため、申請人は、本件工事請負契約に関して、平成二十七年三月十六日、建設業法（

昭和二十四年法律第百号)第二十五条の十の規定に基づき、中央建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)に調停を申請した。

調停の申請に対して、審査会による審理が行われ、平成二十八年二月二日、審査会から、被申請人は、被申請人が決定したスライド額に加えて物価の変動による汚染土処分費用の増額分として一億六百九十二万円を申請人に支払うとする調停案の受諾の勧告がなされた。

四 和解条項

審査会からの勧告について、申請人及び被申請人が調停案を受諾したので、次のとおり和解することとする。

(一) 被申請人は、申請人に対し、本件工事請負契約に関する本件調停事件につき、和解金として金四億二千五百四十一万八千五百八十八円の支払義務があることを認める。

(二) 被申請人は、申請人に対し、(一)の金額について、申請人から請求のあった日から四十日以内に、次に掲げる金額を各企業体名義の口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は、被申請人が負担する。

ア 鹿島・日本国土・不二・進和・菱重エステート・泉建築工事建設共同企業体 四億千九百四十万六千六百六十円

イ きんでん・新生・西山・大三洋行電気工事建設共同企業体 二百三十九万二千九十二円

ウ 東熱・新日空・日設・エアコン空調工事建設共同企業体 百二十六万八千三百五十二

円

エ 須賀・大氣・志村・黒澤給排水衛生工事建設共同企業体 二百三十五万四千四百八十四

円

(三) 被申請人が(二)の支払を怠ったときは、被申請人は、申請人に対し、(一)の金額から既払金を控除した残額及びこれに対する支払を怠った日の翌日から支払済みまで年六パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

(四) 当事者双方は、本和解条項に定めるほか、本件工事に係る紛争に関し他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(五) 調停に関する費用は、各自の負担とする。

(説明)

田町駅東口北地区公共公益施設新築工事請負契約に関する調停事件について、和解する必要があるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第十二号の規定に基づき、本案を提出いたします。